

2015年9月15日

アイビーシー株式会社

代表取締役社長 加藤 裕之

問合せ先：03-5117-2780

[http:// www.ibt21.co.jp/](http://www.ibt21.co.jp/)

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「Analysis サービスカンパニーとしてお客様と長く付き合える企業になる。」を企業理念としております。ネットワークインフラを通じて顧客から喜んでいただける企業集団になるべく、多くの取引先をはじめ、株主、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーから信頼される企業を目指しております。そのため、健全かつ透明性を確保した企業経営、並びにコンプライアンスの徹底を図ることがコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、取り組みをおこなってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
加藤 裕之	579,000	45.41
プラスフジ株式会社	125,000	9.80
アライドテレシスホールディングス株式会社	106,200	8.33
岩井 靖	27,500	2.16
村上 彰	20,000	1.57
高木 弘幸	15,000	1.18
北村 博	10,000	0.78
塚本 浩之	10,000	0.78
加藤 俊之	5,000	0.39
奥村 太久実	5,000	0.39

支配株主名	加藤 裕之
-------	-------

親会社名	なし
------	----

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	9月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>支配株主との取引に際しては、法令や社内規程に基づき、また必要に応じて取締役会の決議を経た上で行うとともに、監査役や内部監査室が監査を行うことにより、適正な取引が行われているか監視します。なお、将来において取引を行う可能性が生じた場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取引内容及び条件の妥当性について、取締役会等の社内意思決定機関において審議・決定し、少数株主を害することの無い様適切に対応してまいります。</p>
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
高木 弘幸	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高木 弘幸	○	—	当社株式 15,000 株の保有の他、当社との間で人的関係、資金的関係または取引関係その他の特別な利害関係はありません。また、同氏は経営者として豊かな経験と幅広い見識を有しており、その知識等から当社の経営体制に対する助言・意見を得られると判断したため、独立役員として選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社監査役につきましては、常勤1名、非常勤2名（社外監査役）の計3名で構成されており、定期的に監査役会を開催するほか、取締役会に出席し迅速かつ公正な監査体制をとっております。会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、会計監査の一環として、当社の内部統制の整備、運用状況について検証を受け、内部統制の状況に関する報告を受けております。内部監査については、いまだ少人数による組織体制であるため内部監査室専任者を設置していませんが、内部監査に関する基本事項を内部監査規程に定め、内部監査室は監査役及び会計監査人との連携のもと、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施しております。業務監査を通じて業務活動の合理性、効率性、適正性を諸規程に準拠して評価を行い、直轄の代表取締役社長に報告し、不正、誤謬の防止並びに業務改善に資することとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
奥村 太久実	税理士													
望月 明彦	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥村 太久実	○	—	当社株式 5,000 株の保有の他、当社との間で人的関係、資金的関係または取引関係その他の特別な利害関係はありません。また、同氏は経営学修士を取得するとともに、税理士として経営全般及び財務会計に関する相当程度の知見を有し、経営全般における監視と有効な助言等をいただけると判断したため、独立役員として選任しております。
望月 明彦	○	—	経営学修士を取得するとともに、公認会計士として経営全般及び財務会計に関する相当程度の知見を有し、経営全般における監視と有効な助言等をいただけると判断したため、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、企業価値の向上と経営体質のさらなる強化を図ることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------------

該当項目に関する補足説明

該当事項はございません。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

第12期（平成26年9月期）における社外取締役を除く取締役の報酬等の総額は74,700千円であり、その内訳はすべて基本報酬であります。なお、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、提出会社の役員ごとの報酬等の総額等は記載しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、株主総会において決定する報酬総額の限度内で、取締役の報酬については取締役会、監査役の報酬については監査役間の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の窓口は、経営管理部が担当し、社外監査役の窓口は、常勤監査役と経営管理部が担当し、各種サポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

イ. 取締役及び取締役会
 当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成されております。
 取締役会は、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確な意思決定を確保しております。

取締役会においては、経営の基本方針、法令及び定款、取締役会規程の定めるところにより、経営に関する重要事項などについて意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

また、取締役会には監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

ロ. 監査役及び監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。監査役会は、毎月1回の定時監査役会の他、必要に応じ臨時監査役会を開催しております。また、監査役は取締役会に出席し、迅速かつ公正な監査体制をとっております。

監査役会においては、当社の経営に関する監視及び取締役の業務執行の適法性について監査を行っております。

ハ. 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システムの基本方針に従って体制を構築しております。

ニ. 内部監査及び監査役監査の状況

（内部監査）

内部監査については、当社が少人数による組織体制であるため、経営管理部長が内部監査室長を兼務しておりますが、内部監査に関する基本事項を内部監査規程に定め、内部監査室は監査役及び会計監査人との連携の下、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施しております。

なお、内部監査に従事している人員は、4名であります。

内部監査の実施にあたっては、部門相互監査を行うため、内部監査室長が自己の属する部門を除く当社全体をカバーする業務監査を実施し、内部監査室長が所属する部門の業務監査を実施する際には、企画部長が監査責任者として業務監査を実施しております。

内部監査室は、業務監査を通じて、業務活動の合理性・効率性・適正性について諸規程に準拠して行った評価を代表取締役へ報告し、不正、誤謬の防止並びに業務改善に資することとしております。

（監査役監査）

監査役監査については、監査役監査計画において定められた内容に基づき監査を行うとともに、監査役は業務執行の監査上必要な会議に適宜出席し、取締役の業務執行を監査しております。

取締役の業務執行の監査につきましては、決裁書類の随時閲覧等を行い、会社の業務及び財産の状況に関する調査を通じて実施しております。また、監査役は代表取締役と定期的に意見交換を行うとともに、会計監査人と経営者との間で定期的に開催される会議に参加し、情報共有を行うことで会計監査人・監査役・内部監査室の三者による効果的な監査の実現に努めております。

ホ. 会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けるとともに、重要な会計課題については適時・適切な助言を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成については、以下の通りであります。

業務を執行した公認会計士の氏名 西田俊之 川村英紀

会計監査業務に係る補助者の構成 公認会計士5名 その他3名

なお、継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

また、最近事業年度まで西田俊之、伊藤俊哉が監査業務を執行し、その後、伊藤俊哉は川村英紀に交代しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、事業規模に合わせた適正な業務執行と意思決定を行うことができる経営体制を構築するとともに、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任することにより経営に対する透明性の確保と監査機能の強化を図ることが可能と考え、社外取締役1名、社外監査役2名を選任しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	他社の集中日を回避する方針とともに株主の皆様にとって出席が容易な会場を確保していく予定であります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算及び通期決算の決算発表後に定期的を開催する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	年2回、決算発表時に会社説明会を行う予定であります。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社のホームページ内にIR 専門サイトを開設し、当社の決算情報、適時開示資料、決算説明会資料等を速やかに発信していく予定であります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	経営管理部をIR に関する担当部署とし、会社の経営状況を熟知した人員を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、全てのステイクホルダーに対して適時適切な情報提供を行うことを会社の重要事項として積極的に行う方針であります。会社ホームページ、会社説明会、その他必要に応じた情報提供を行ってまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、業務の適正を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図るための方針を取締役会において決議しており、その概要は以下の通りであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ) 取締役及び使用人が、法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程に基づき、企業倫理の徹底に向けた社内教育を行うとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合に内部通報を機能させて社内の自浄作用を高めるように努めております。
- ロ) 各部門を担当する取締役は、担当部門におけるコンプライアンス、企業倫理の状況を管理・監督し、使用人への適切な教育・啓発を行っております。
- ハ) 内部監査室は、コンプライアンスの状況に関して内部監査を行っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ) 取締役会その他重要な会議の議事録などの取締役の職務の執行に係る文書その他の情報に関して文書管理規程に基づき保存対象文書、保存期間を定め経営管理部長を文書管理責任者として、適正に保存及び管理を行っております。
- ロ) 取締役及び監査役からこれらの文書等の閲覧の要請があった場合には、速やかに閲覧に供するものとしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ) 当社は、様々な経営危機に対するリスク管理体制の確立を積極的に推し進めております。
- ロ) リスク管理に関しては、事前に事業に関するあらゆる潜在的なリスクを洗い出し、予防策を講じるとともに、万一リスクが顕在化する場合にも損失を最小限にとどめるための措置をとっております。
- ハ) リスクが顕在化した場合は、経営トップに対して迅速・正確に情報を伝達し、会社を挙げて処置にあたり、リスク処理完了後においては再発防止策を策定し実行するなど、組織的なリスク管理を行っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ) 取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。迅速かつ的確な経営判断を補完する目的で、経営会議を設けております。
 - ロ) 取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程において、取締役及び使用人の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、職務権限規程を適宜見直し、決裁制度の中で適宜権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保しております。
5. 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ) 当社及び子会社は、グループ全体の企業価値向上をめざした経営を行い、社会的責任を全うし、かつグループ会社間における情報の共有化や適時適切な時期での意思決定を行っております。
 - ロ) 当社及び子会社にとって重要な案件は、必要に応じて当社の取締役会に付議し、関係会社管理規程及びその他関連諸規程に基づいて、グループ会社の管理監督を実施し、子会社は当社に対して適時適切な報告・相談などを行っております。
 - ハ) 監査役及び内部監査室は、当社及び子会社におけるこれらの業務の実施状況を監査しております。
6. 監査役を補助すべき使用人を置くことに関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、必要に応じて使用人を配置できる体制としております。
 - ロ) 監査役を補助すべき使用人を置いた場合、その人事異動及び人事評価については、監査役の同意を得るものとするほか、当該使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務しないこととしております。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びに監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて速やかに必要な報告および情報提供を行うこととしております。
 - ロ) 監査役が、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことが出来る体制としております。
 - ハ) 監査役が、必要に応じて内部監査活動を行う内部監査室と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の実効性が確保できる体制としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しないことを基本方針としております。当社は、企業倫理基準を定め、このような基本方針を内外に表明しております。

2. 体制の整備

当社は、顧問弁護士等、外部の専門機関と緊密に連携し、反社会的勢力に関する情報の収集を行い、万が一、反社会的勢力からアプローチがあった場合は、経営管理部を対応統括部署として、関係部署が協力して組織的にかつ速やかに対応することとしております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

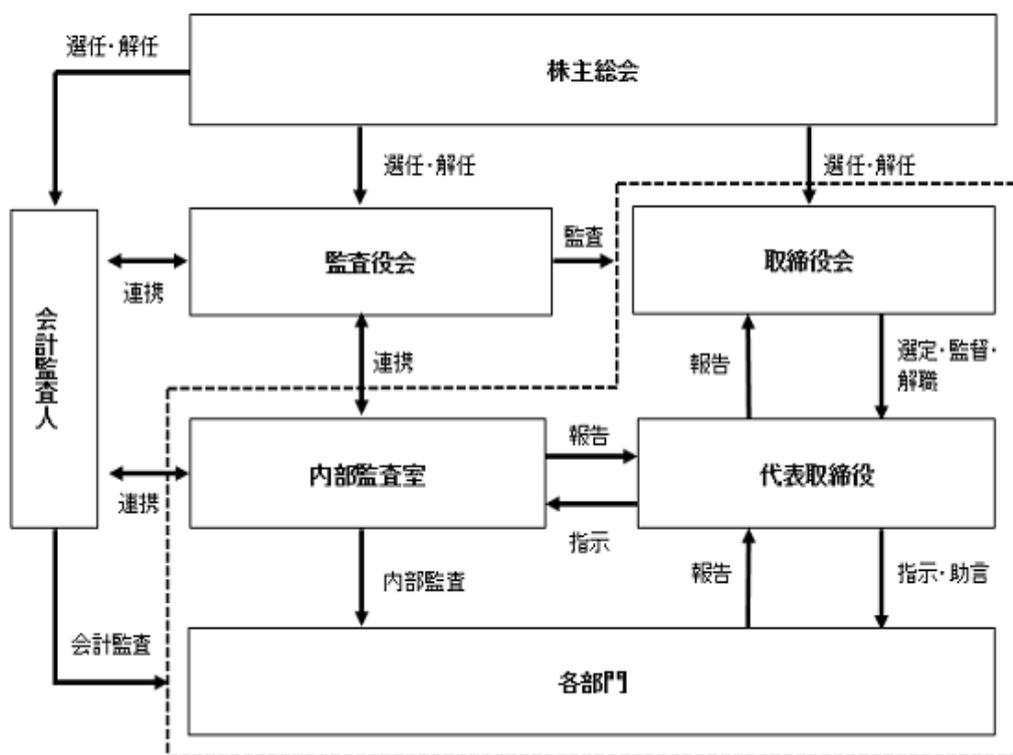
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

【会社の機関・内部統制の関係図】



【適時開示体制の概要】

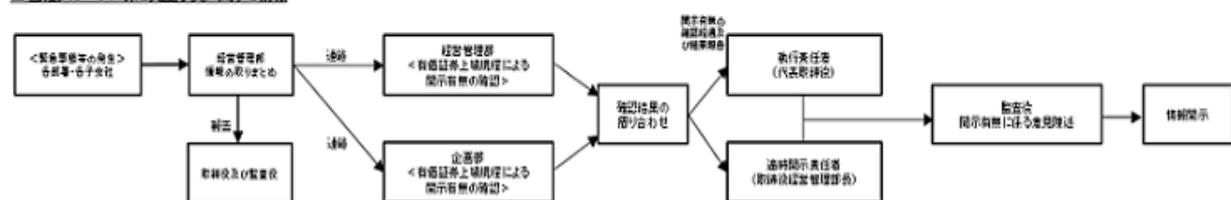
■ 当社に係る決定事実・決算に関する情報等



■ 子会社の決定事実に関する情報



■ 当社グループに係る発生事実にに関する情報



以上